



上限管理ってどういうこと？



A. 1ヶ月の利用者負担額の管理のことね。

利用者が同じ月に、同じサービスの複数の事業所を利用したときに、1ヶ月あたりの[利用者負担額](#)が、負担上限月額をオーバーしてしまう可能性があるときには、利用者が負担する上限額を管理することが必要になってくるの。

この場合は、保護者から依頼があった「利用者負担上限額管理事業所」が利用者負担額の上限額に関する管理事務を行うのよ。

これは[加算](#)の対象になっているわ。

負担額が負担上限額を実際に越えているかどうかは条件ではなくて、その管理が必要な人に必要な管理を行っているかどうか加算の対象条件になっているのね。

もちろん負担上限額が発生しない＝0円の家庭の場合は、上限額の管理事務は発生しないことになるわね。

たとえば、利用者負担額が発生する利用者が、1ヶ月の間にA放課後等デイサービス事業所を7日間利用して、B放課後等デイサービス事業所を5日間利用したとするわ。

この場合は、A、B両方の事業所での利用者負担相当分が、受給者証に記載された利用者負担上限月額を超えないように、上限額の管理事務が必要になってくるのね。

[《MENU》](#)

[《医療的ケアってどういうこと？](#)

[自己評価表ってなに？》](#)